

II

歴史を生かしたまちづくり(2)

平成22年11月17日



講師
今井信二



講師
堀勇良

鈴木：きょうのゲストをご紹介します。きょうは最初にお話しただくのが、横浜で文化財保護行政に長く関わり、創造都市の推進にもさまざまな施策を通じて、歴史を生かしたまちづくりにも関連するお仕事をされてきました。今井信二さんです。

もう一人は横浜市の開港資料館を経て文化庁でご活躍されました堀勇良さんです。今井さんは文化財として歴史を残す、ということで、様々なプロジェクトを手掛けておられます。

今日はそれらを含めて横浜において「歴史を生かしたまちづくり」が始まる過程のお話や、それぞれの歴史的建造物をどうやって残していったか等について伺いたいと思います。

教育委員会が文化財保護を担当

今井：今井です。文化財課に担当で7年、係長7年を経て、横浜市立大学、最後は創造都市事業本部で推進課長を担当しました。私が文化財課を担当したのは昭和57年(1982)です。

自治体における文化財行政の位置付けは「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」に記述があり、その23条に教育委員会の職務権限が書いてあります。その14番目に「文化財の保護に関すること」とあります。この組織は、国の重要文化財は文化庁が所管して、その下に県教委があり、市の文化財課がある、というピラミッドの組織です。

さて北沢さんがされた「歴史を生かしたまちづく

り」は都市デザイン室で担っており、まちづくりの中の歴史の活用を文化財行政と連携して始めたわけなのです。これは全国に先駆けて「都市の記憶こそが、都市のオリジナルの魅力であり、シンボルである」という考え方を提案したと思います。そういう意味では、全国的に注目された事業であつたのです【図1】。

昭和57年、神奈川県が洋風建築の悉皆調査

全国に残っている近代建築を網羅した「日本近代建築総覧」という本が昭和55年(1980)に出ました。また神奈川県委託事業で昭和57年(1982)に横浜市内の近代洋風建造物の悉皆調査を実施いたしました。この調査は、あくまで調査票に記述しただけで、成果としては、目録ができたのみです。その事業を受けて次の年に、『横浜・港・近代建築』【図2】という本を出しました。この本には今はなき建物の写真がいっぱいあり、本町通りにあるシェル石油や、同じく本町通りのヘルムハウス、神奈川県警のところにあつた三菱倉庫等が掲載されています。ヘルムハウスの隣の互楽荘ビルは、当時では先進的なものでした。これらは、今は記録として残っているだけなのです。また、横浜の開港からのまちづくりと近代建築の特徴を解説した文章もつけました。この部分は堀さんにもご執筆をいただきました。悉皆調査でリストアップされた建造物の一覧表を巻末に添付しています。この本が、後に都市デザイン室が発行した「都市の記憶」シリーズに結びついていきます【図3】。

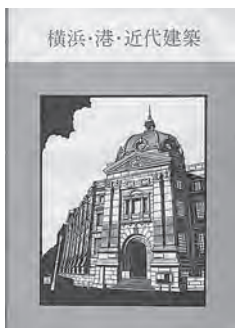


図2：横浜・港・近代建築
昭和59年、横浜市教育委員会

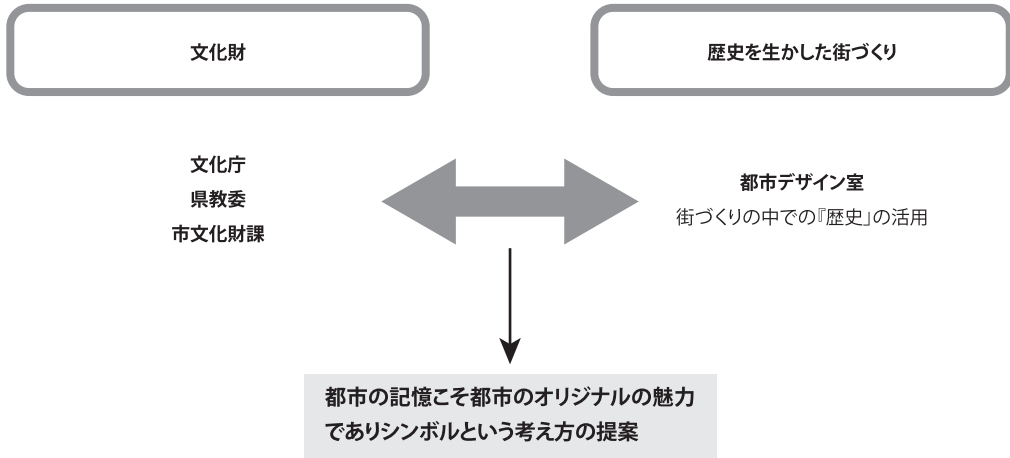


図3：横浜の近代建築(1)都市の記憶
横浜市歴史的資産調査会



図4：横浜山手洋館跡保存対策調査報告書
昭和62年、横浜市教育委員会

図1:文化財と歴史を生かしたまちづくりの構図
資料提供=今井信二



伝建のための「横浜山手」事前調査

昭和59・60年(1984・1985)、文化庁から伝統的建造物群保存地区「伝建」の事前調査で補助金をもらい、「横浜山手」を2カ年で調査をしました。千葉大の坂本先生と関東学院の関先生の2チームで、洋館をはじめとする歴史的建造物の分布調査、49棟の実測調査をしました。報告書には居留地の成立、基盤整備、建築史、建築家など、横浜山手の都市形成史の詳細を堀さんにご担当いただきました。また横浜山手の洋館の特徴を坂本先生と関先生にご執筆いただいています。この本の中で坂本先生が執筆されていることですが、幕末から明治初期の長崎、明治後期から大正初期の神戸、大正末期から昭和初期の横浜で残っている洋館を合わせると、日本における洋館の変遷が分かる、ということなのです【図4】。

この調査中に保存した洋館がレイモンド設計の山手250番館です。これは本牧の集合住宅の管理棟として形態復元し、半分のプラン(平面計画)を再現しています。また、山手68番館の建物は山手公園の管理事務所として解体・移築・復元したものです。完成された管理棟をの所有者がご覧になって「こんなに

蘇るものなら、自宅として復元したかった」と驚かれていたことを覚えております。

昭和63年(1988)に文化財保護条例と、都市デザイン室の「歴史を生かしたまちづくり」要綱が同時にスタートしました。文化財は有形・無形・記念物の分野があり、建造物は有形文化財の一つです。そして指定文化財は「歴史的、学術的、芸術的に価値の高いもの」が該当、建物の構造や内装、外観等の建物全部が保存の対象になります。メリットとしては、条例とか法律にもとづいて、伝統の後世への継承、建築基準法の適用除外とか、固定資産税の減免などを受けることが可能になることです。国指定の場合は固定資産税の減免が指定と同時に自動的に出来ませんが、横浜市の場合は審査によって減免しています。私が担当した物件では、例えば飯田家住宅は敷地も指定の対象になっていますので、それらは一件審査で減免しました。

都市デザイン室の「歴史を生かしたまちづくり要綱」では歴史的資産を再評価して、まちづくりの資源として位置付けて、都市景観の新たな魅力を創る、ということで全国的に注目されました。横浜市のこの制度のメリットとしては、内装を生活に合わせて改変できるし、外観保全と機能を調和させることができたことだと思います。

土井一成
小沢朗

今井信二
堀勇良

小田嶋鉄朗
中野創

秋元康幸

菅孝能

山路清貴

網河功
賀谷まゆみ

宮澤好

金沢八景駅裏のやぐら保存運動

昭和63年に文化財条例ができたきっかけは、金沢八景駅の裏のマンション開発現場のやぐら保存運動でした【図5】。後に、全国的な保存運動に発展したのですが、当時の横浜市はそれを保護する市独自の方法を持たない状況でした。当時、他の市町村は文化財条例を持っていましたが、神奈川県内では横浜だけが条例がなかったのです。それでも文化財保護審議会というのがあり、審議会の審議を通じて保護できると考えていましたが、保存に対して消極的であった横浜市の取組へ批判が集まり、これをきっかけに条例を作ろうということになりました。早速また条例の検討委員会を立ち上げて、「歴史を生かしたまちづくり」と同時に条例もスタートしたのでした。

そして昭和63年(1988)から寺社や和風建造物など多くの物件を保存対象としました。初年度の建造物指定は、民家の横溝家住宅、西洋建築の共立学園本校舎、社寺の宝生寺本堂でした。その後山手ではイギリス館、山手111番館等を保存した記憶があります。また国の重要文化財は開港記念会館、イタリア山公園の南平台から移築した洋館の旧内田家住宅、旧横浜船渠石像ドックを担当時に指定しました。平成8年(1996)からは国の登録制度というものが始まり、県の本庁舎、浄水場の上屋、開港資料館の前の開港広場にあるマンホール、港中学の門柱として残されている旧花園橋の親柱等を登録しました。

「横濱村」初出は応仁の乱の20年前

横浜は現在開港150周年ということで、横浜は開港から始まりその前は何かなかったという話しか聞かないので、最後に開港前の横浜の姿をお話します。「横浜」の地名はいつごろ歴史に登場するかというと嘉吉2年(1442年)、応仁の乱の20年ぐらい前ころの室町時代ということになります。宝生寺文書の中に、「領主の子氏氏が横濱村の薬師堂の免田島の寄進状を出した」という文書があって、この中に初めて「横濱

村」という名前が出てきます。

開港前の横浜地域の行政区画は律令時代から続いていて、横浜地域は武蔵と相模の一部でした。開港後、廃藩置県でそれまでの行政区画が変わったのは有史以来はじめてのことだったのです。

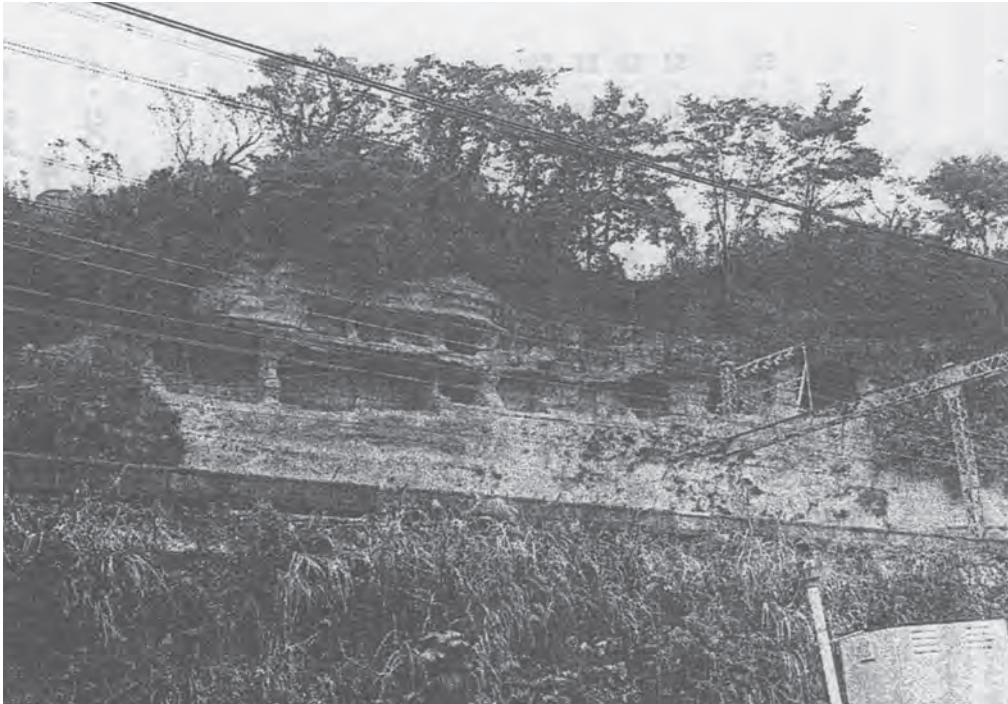
市域上方が武蔵、市域南西が相模です。武蔵は都筑・橘樹・久良岐の3郡、相模は鎌倉郡に属します。都筑郡の部分は市域の西側の青葉、都筑、緑、旭あたりで、橘樹郡は、鶴見区と神奈川区、西区で、両郡の境界は港北区と保土ヶ谷区の真ん中を通っています。南区、磯子区、金沢区は久良岐郡です。それ以外の南西部の区が鎌倉郡です。それぞれの郡の郡役所であった郡衙の位置が重要なのですが、都筑郡衙は発掘調査で無くなってしまった長者原遺跡と考えられています。橘樹郡衙は、横浜地域ではなく川崎の影向寺近辺で、久良岐郡衙は明確ではありませんが、弘明寺近辺が有力ではないかと思っています。鎌倉郡衙は、鎌倉市の御成小学校校庭の発掘調査で出土しています。

明治以前は神奈川が重要だった

次に道路ですが、横浜は東海道、中原街道、矢倉沢往還という三つの縦の通過動線が通っていました。東海道には、神奈川、保土ヶ谷、戸塚の3宿あり、一つの市に3つの宿があるのは珍しい事例です。中原街道は東海道の裏街道で、この道が平坦だったので、大名行列でも頻繁に使われたと言われていています。矢倉沢往還は、大山詣で賑わった道で、矢倉沢から足柄峠に至る古東海道にあたります。

横浜の横方向の道は、すべて神奈川が起点でした。稲毛道、神奈川道、八王子道、相州道など。多くが厚木に通じています。特殊な道としては、開港後に浅間下あたりから野毛の切り通しを開削して造った横浜道です。もう一つは、金沢道・六浦道です。金沢道は中世の称名寺・金沢氏の館に行く道であったのと同時に、江戸時代には横浜唯一の大名であった六浦藩への連絡でもありますし、幕末には浦賀に通じる道でした。六浦道は称名寺から鎌倉へ通じる中世の道です。

図5:ヤグラ郡
資料提供=今井信二



これらの交通網のポテンシャルが横浜開港を支えたと思っています。

文化財行政と都市デザインの関係

鈴木: 教育委員会の文化財課と、都市計画部局の都市デザイン室との相互相応の理解は難しいように感じています。ご説明ですと文化財行政と都市デザイン行政が問題なく手を結んだように伺えますが実際はいかがでしょうか

今井: 教育委員会は、学校教育、社会教育全体を扱っている大きな外局で、合議制の執行機関でもありますので、意志決定が遅く、簡単には動けない機関です。都市デザイン室のように直接市長に相談をして、決定が迅速な機関との違いはあります。

鈴木: 当時も文化財の審議会の中に建造物部会があり部会の先生も都市デザイン室で、歴史への取り組

みに参加していましたが、文化財行政との連携などはあったのでしょうか。

今井: 北沢さんが文化財課の建造物部会の先生を取り込みましたので、デザイン室の委員にも文化財関係の先生が入っていて、連携は取れていました。

鈴木: デザイン室の歴史的資産調査会のメンバーの多くは文化財の審議会の建造物部会のメンバーでしたので、専門家の方々は両方の会議に出ているので、双方を分かっていると感じてはいました。

今井: 北沢さんが「一緒にスタートする」切掛けをつくったことは大きな功績だったかもしれません。横浜市では、文化財条例は他の市町村に遅れて発足した経緯がありますので、歴史を生かしたまちづくり要綱を文化財の条例と同時にスタートさせるべきと北沢さんは思ったのかもしれませんが、結果として、横浜は二つの制度が同時にスタートして、車の両輪として、

土井一成
小沢朗

今井信二
堀勇良

小田嶋鉄朗
中野創

秋元康幸

菅孝能

山路清貴

網河功
賀谷まゆみ

宮澤好

図6：上＝浦舟水道橋

図7：下＝山手68番館(現：山手公園管理事務所)

撮影＝堀勇良



II

歴史を生かしたまちづくり(2)

図8:上=山手127番館
図9:下=元町公園管理事務所
撮影=堀勇良



こちらを使えないときはそっちでという風に二つの制度を使えたのは当時としては保存活動を進めやすかったと思います。

鈴木: 詳しいお話は後半のディスカッションでさらにお伺いしたいと思います

続けて堀さんにお話をお伺いします。

開港資料館のオープン準備担当として

堀: 私も今井さんと同じように横浜市の職員であったのですが、私の担当は横浜開港資料館で、横浜市役所のいわば出先でした。開港資料館は総務局に所属しており、私は今井さんの教育委員会とも、北沢さんのいた都市計画局とも異なる部署でした。

私は開港資料館ができる年の昭和56年(1981)の4月に横浜市の職員となりました。開港資料館は6月オープンで、準備担当でした。当時は北沢さんが都市形成史の冊子の最後の仕上げをやっていた時期です。

いろいろ思い出してみますと、今井さんが文化財課に来られた昭和57年(1982)という年が非常に重要であると思うのです。その辺は後で説明しますが、まずは「歴史を生かしたまちづくり」で主に北沢さんが担当された物件について、山手、関内、みなとみらいなどの周辺をご説明します。

山手の洋館移築の先駆け、68番館

「浦舟水道橋」【図6】は山手の先の下、堀川(中村川)の上流の方に掛かっている明治20年(1887)代のトラス橋です。現在よりも少し下流にあったものを、高速道路の延長に伴う堀川の護岸等の整備と橋の架け替等の事業で現在の位置へ設置されました。当時、この橋は翁橋と言い、護岸整備後に翁橋を架け替えることになりました。そこで別の場所に残すことになり、現在の位置に移設しました。上流なので元の位置の川幅より多少狭いため、翁橋そのものを動かすことは難しく、ワンスパン分を短くしました。しかも上に高速道路が通っているので、高さも少し低くして設置しました。

山手では、移築事業の先駆けとなった山手68番館【図7】です。この起こりは、山手68番館より早い時期に手掛けた山手127番館【図8】です。これは山手の奥の方にありました。これを、「ともかく残そう」と動きはじめたのが昭和57年(1982)の夏だったと思います。これが山手の洋館の保存の一つのきっかけになっているのではないかと、いうふうに思います。

擁壁、側溝などの「環境物件」

建物ばかりではなく、環境物件とも言うかもしれませんが、擁壁、側溝、山手の元町公園で発掘された遺構があります。ちなみにこの遺構は元町公園の整備と一緒に保存されました。この整備のように、様々な事業にともなって発掘された遺構を組み込んで保存していく、ということ制度がない当時においても北沢さんらが考えていたのです。

元町公園のプールの管理事務所【図9】では建物は新しいものですが、横浜ゆかりのジェラルの瓦を

土井一成
小沢朗堀勇良
今井信二小田嶋鉄朗
中野創

秋元康幸

菅孝能

山路清貴

網河功
賀谷まゆみ

宮澤好



II 歴史を生かしたまちづくり(2)

図10：上=ジェラルル水屋地下貯水槽
図11：下=ホテルニューグランドの中庭
撮影=堀勇良

図12：上=旧横浜居留地48番館
図13：下=発掘された下水管
撮影=堀勇良

図14:象の鼻防波堤(遺跡)
図15:横浜税関遺跡 鉄軌道及び転車台
撮影 = 堀勇良



葺きました。この瓦はもともとは根岸競馬場の近くにあった建物に葺かれていたもので、解体の際に今井さんの市文化財課の方でジェラール瓦をもらい受け、保存しておき、元町プールの事務所改修でこの瓦を葺くことになりました。

緑政局で担当した物件では元町公園を下ったところに貯水槽跡【図10】があります。ここではジェラールは瓦も作っていたのですけれども、給水事業をやっていたのです。その給水の貯水槽の遺構です。以前は遺構をふさいでいたのですが、この整備では貯水槽の上に橋のような順路を設けて内部を見られるようにしました。震災前にあった異人館遺跡も含めて、横浜には関東大震災前の建物は殆どないのですが、貯水槽などの遺跡が出てきたのは最初の例でした。またフランス領事館(震災前の建設)跡では、建物等に装飾されていた石がフランス山の下の公園の塀に残されていたのですが改修することになり、デザイン室の取組によって橋の下へ再設置しました。新山下ふ頭ができる前の古い時期の護岸も残っています。これ

は意識しないと見つけにくいものですが、「ともかく残そう」と開発業者に理解してもらって残してもらったものです。

また橋の親柱などの土木遺産や環境物件も、いろいろな事業と共に保存してきました。ホテル・ニューグランドの新館を建てる際は中庭【図11】を公開空地として残しました。神奈川芸術劇場敷地内に保存されている外国商館(旧横浜居留地48番館)【図12】は県の指定として残した遺構です。現実的にはすべて残すのは難しいのですが、これらの保存は整備等の機会に便乗して保存の事業を促しました。開港広場の整備ではレンガ造のマンホールを発掘し、整備に伴って保存しました。たしか昭和57年であったと思います。

レンガ造の下水道も発掘したことがあり、もちろん残しました。最初は大・中・小のうち「中」しか発見されなかったのですが、その後の調査で全部そろい記録と合致しました。また日本人街でも下水管の遺構が馬車道周辺から出てきたこともありました。このような遺構は、様々な人や担当からの協力があって掘り出し、発掘できたのです。その下水道管は下水道局の中部下水の処理場のところに置いてあります【図13】。居留地消防隊の消防用の貯水槽の遺構は、現在の日本大通りの都市発展記念館の南側に残されています。日本大通りの消防の出張所があった建物の真下にあったものです。

税関の増築は長い時間を掛けて様々な方法を検討しました。その末に既存の建物の後方に増築をしました。これは建築家の香山壽夫さんの設計です。その他には象の鼻パーク、税関構内の軌道の転車台等も遺構の保存の事例に上げられます【図14～15】

小規模な保存としては、元の横浜興信銀行の建物のドアです。関内ホールの設計は芦原建築設計事務所、その設計にこのドアを使ってもらいました。旧第一銀行はかつての横浜銀行の本店でした。この横浜銀行本店で用いられていた壁画をみなとみらい線の馬車道駅へ壁画として改めて地下鉄の駅の構内に設置しています。このような様々な事業を各々で長い時間と議論を掛けながら手掛けてきました。また新

土井一成
小沢朗堀勇良
今井信二小田嶋鉄朗
中野創

秋元康幸

菅孝能

山路清貴

網河功
賀谷まゆみ

宮澤好

港ふ頭の赤レンガ倉庫の石畳や、赤レンガ倉庫の近くの、旧新港ふ頭の事務所の基礎部分とかも遺構の一つです。

土木遺産の保存は先駆的

橋も多く保存しました。もともとの自動車道にあった橋に加えて大岡川の河口に架かっていたかつての生糸検査場の引き込み線の鉄道橋を移築して自動車道として整備する事業もありました。建築ばかりでなく、土木遺産の保存を始めたことは先駆的であったと思います。

このような産業遺産も含めて横浜市の事業に入れ込んで保存活動をしてきました。ドックヤードガーデンもそうです。このように浦舟の事業から始まり、山手、山下、みなとみらい、へと展開する歴史を生かしたまちづくりは横浜の都市デザインそのものであると思います。また北沢さんが主導として手掛けた都市デザインは歴史を生かしたまちづくりそのものではないか、と感じています。

北沢氏の「歴史的建造物保全」の趣旨

歴史を生かしたまちづくりを始める際の計画・立案書のような北沢さんのメモがあります【図16～21】。日付は昭和57年(1982)9月20日です。「歴史的建造物保全プロジェクト準備会」とあります。これは後にコピーを北沢さんからもらったものと思います。準備会そのものは行われたかはちょっと分かりませんが、このような趣旨が書いてあります「まちづくりの中で歴史的、文化的資産を積極的に保全・活用していくため、その行政的対応を早急に具体化していく必要がある」とあり、「やらなければいけない」とあります。その一つは実態把握、リストづくり、リストアップ作業。もう一つは、保全計画の策定で「歴史を生かしたまちづくり」要綱を作る、というようなことです。ですから「歴史を生かしたまちづくり」の基本的な骨格は既に昭和57年にできていたように感じます。

このメモには「市民的理解を得るためにPR活動が大事である」とも書かれています。ですから北沢さん

が最初に手掛けた『港町都市形成史』も含めて出版物や「横浜新聞」等、市民へのPR、誰もが手にとつてみられるものを重要視していたと思うのです。

「YOKOHAMA 開港広場」等のパンフレットは事業の度に作っていたと思います。ちなみに「YOKOHAMA 開港広場」はレンガ造のマンホールを整備した際に発行しました。この広場の事業は、車道・歩道、広場の整備際に遺跡の保存も取り入れた事業でした。パンフレットは開港広場の竣工式に配ったかもしれませんが、このようなパンフレットを作ることが市民へのPRなるということの一環だと思いません。ですから北沢さんらの都市デザイン室は市民へのPRを強く意識していたと思います。

登録制度や推進体制なども考察

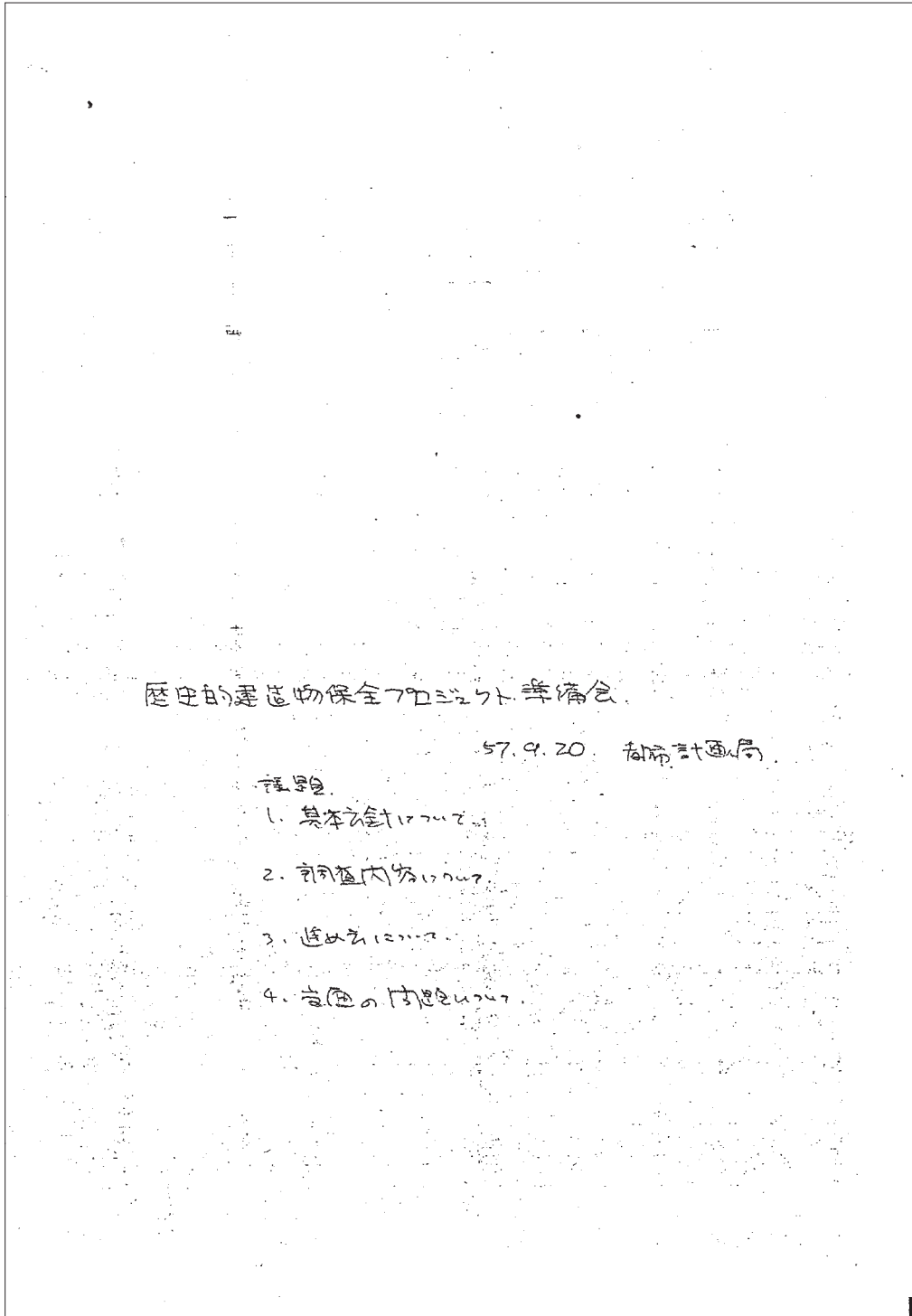
北沢さんのメモには、建て替え、取り壊し等の情報把握をどうするか、制度としての対応策として市の内部での推進体制や事前届出協議制度、登録制度の提案について書いています。当面の問題とこれらの進め方のスケジュール表が書かれておりまして、昭和57年(1982)9月このスケジュールが始まっています。昭和58年(1983)から実態把握の調査をして、昭和59年(1984)に計画策定をする、というスケジュールです。実際は調査に2年かかり、昭和60年(1985)度に策定・調査をしました。

お話の冒頭で昭和57年(1982)が重要な年だ、と言いましたが、私の手元にあったメモ書きをもとに考えてみますと、北沢さんが考えていたのは、このようなことであって、昭和57年に「歴史を生かしたまちづくり」すなわち、北沢さんが主導した「歴史を生かしたまちづくり」という都市デザインの根底がこの年にあり、そして今日の横浜につながっていると思うのです。

保存の取り組みはその場に応じて

鈴木：堀さんから「歴史を生かしたまちづくり」のきっかけになった経緯をお話を伺い、今井さんの文化財行政の流れのお話と都市デザイン室における歴史を

図16:北沢猛氏メモ
資料提供=堀勇良



土井一成
小沢朗

今井信二
堀勇良

小田嶋鉄朗
中野創

秋元康幸

菅孝能

山路清貴

網河功
賀谷まゆみ

宮澤好

図17:北沢猛氏メモ
資料提供=堀勇良

歴史を生かす街づくりの推進について
(歴史的建造物の保全方針策定)

- まちづくりの中で、歴史的・文化的遺産を積極的に保全・活用していく為、その行政的対応を早急に具体化していく必要がある。

理由 1. 開港以来、日本の近代化の窓口となった横浜を象徴する建築物、工作物等が、近年、取り壊れが激しくなっている。(別図-1参照)

2. 市民的要望が高まっている。

3. 横浜の特色である近代建築物についても、ようやくその文化的価値が認められようとしている。

4. 歴史的建造物、街並みの保全・活用は、今後のまちづくりの1つの柱である。

5. 横浜は、古代から近代にわたる幅広い遺産を有している。

2. 検討事項

(1) 実態把握 (リストづくり)

① 対象: これまで、文化財行政にのみなされた「近代建築物」及び土木・産業遺産の所在、規模、様式、建築時期等の実態を把握する。

② 調査内容: ア. 建築史、芸術史的価値:

- 歴史的にかつぎ建築
- 歴史上の人物にかつぎ建築
- 有名な建築家、デザイナーの作品

図18:北沢猛氏メモ
資料提供=堀勇良

イ. 街道、利便性の群となしている建築物。

ロ. 同心地帯としての意味。
(ランドマーク)

(注) 華僑学会 (1931)
神奈川県 (574 発達中)
開港資料館 () の調査を補足

(2) 保全計画の策定 (歴史が住める都市構造・構想)

まちづくりの核となりうる地区、街区、あるいは単位について
規制地区、保存事業、他の公共事業との組み合わせなど、総合的に
考える。

① 歴史の核つくり
構造と代表する3つの歴史的街区+
華僑群の整備を行う。

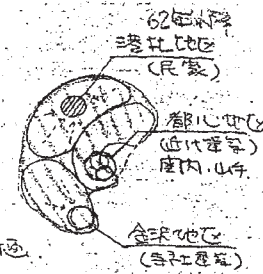
ア. 地区目録対照

- 恒福地

山手	—— 香組 - YAMATEZIZI計画
山下公園周辺	—— 福寿地区
日本大通り	—— "
本町通り	—— (未)
馬車道	—— 330mリ線地区
金沢	—— (未)

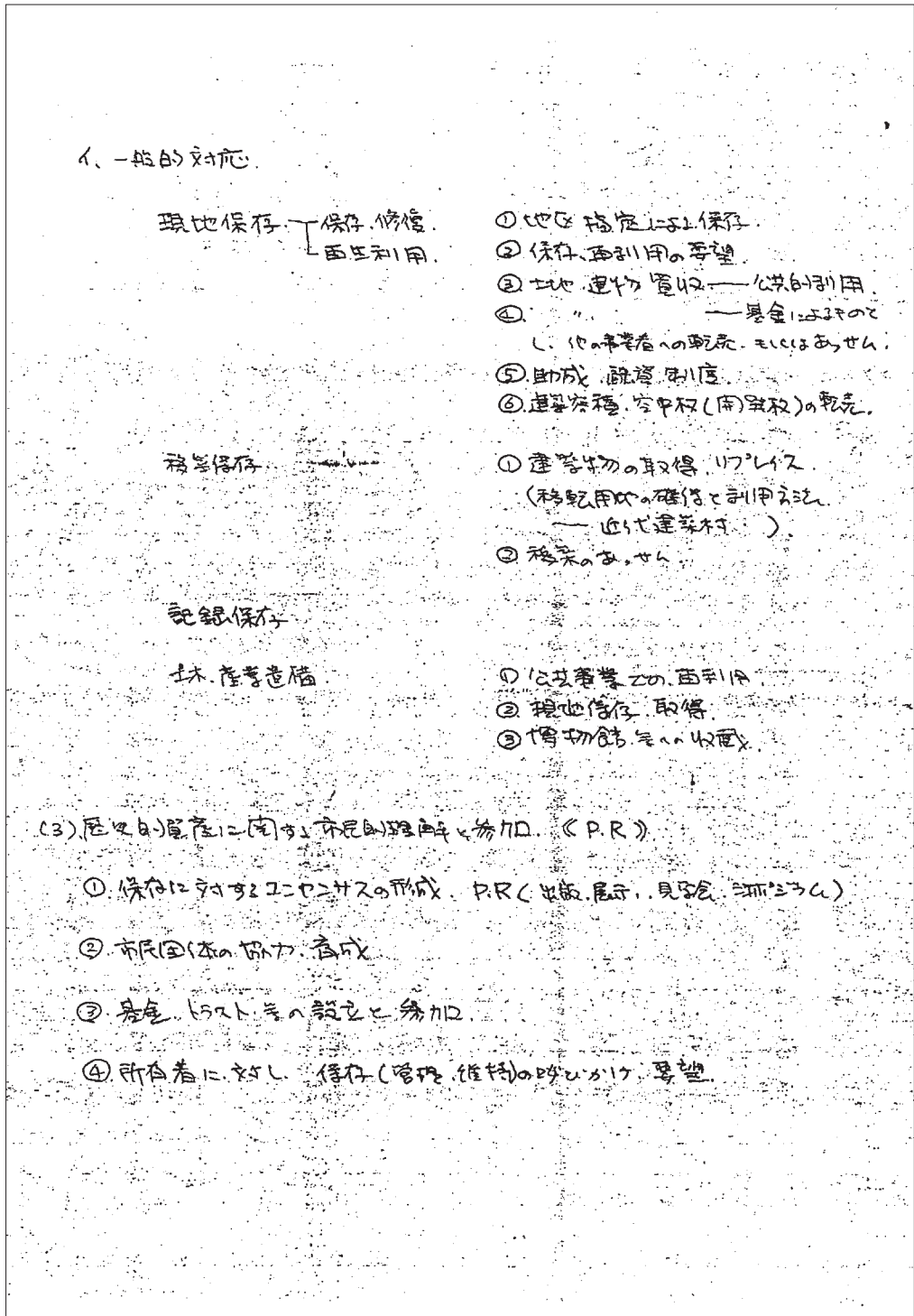
現在、各地区の計画、福寿行政の中での「歴史的建築物」の位置
づけを把握にする。

- 手法
 - 規制地区 — 恒福地区、善朗地区、新たな金沢(善朗)による地区指定
 - 保存事業 — 街路、歩行者ネットワーク、ランドマークなどの公共施設整備



土井一成
今井信二
小田嶋鉄朗
秋元康幸
菅孝能
山路清貴
網河功
宮澤好

図19:北沢猛氏メモ
資料提供=堀勇良



II 歴史を生かしたまちづくり(2)

図20:北沢猛氏メモ
資料提供=堀勇良

(4) 建ち直し、取り壊し等の情報把握

- ① 事前届出協議制度
 - ・ 申請
 - ・ 審判等
- ② 登録制度

(5) 行政部の推進体制

- ① 保存・活用、基本方針、計画のため
- ② 個々のケースに判断を加えていくため
 - 「土木遺産委員会」「同業委員会」の設置
 - (向学委員会、文化財委員会)
- ③ 「史的建造物担当」(事務局と審判)

(6) 当面の課題と今後のスケジュール

- ① 現在: 保存の方向で検討されている。市レガシー降、ドック
 には、取壊しの予定が数社にあり、海に火災、ミル等
 単発な対応がこれにともなう。対応する目的、7月25日
 実行会議と設ける。(保存の判断と利用計画、希望)
- ② 現在ありすとともに、情報把握(建ち直し等)
 - 推進部局とネットワーク
 - ・ 都市計画局
 - ・ 審判局
 - ・ 教育委員会
 - ・ 総務局
 - ・ 企画、観光、政局
- ③ 行政の希望の配布
 - (審判委員会のフォロー、今後予定)

土井一成
小沢明

今井信二
堀勇良

小田嶋鉄朗
中野創

秋元康幸

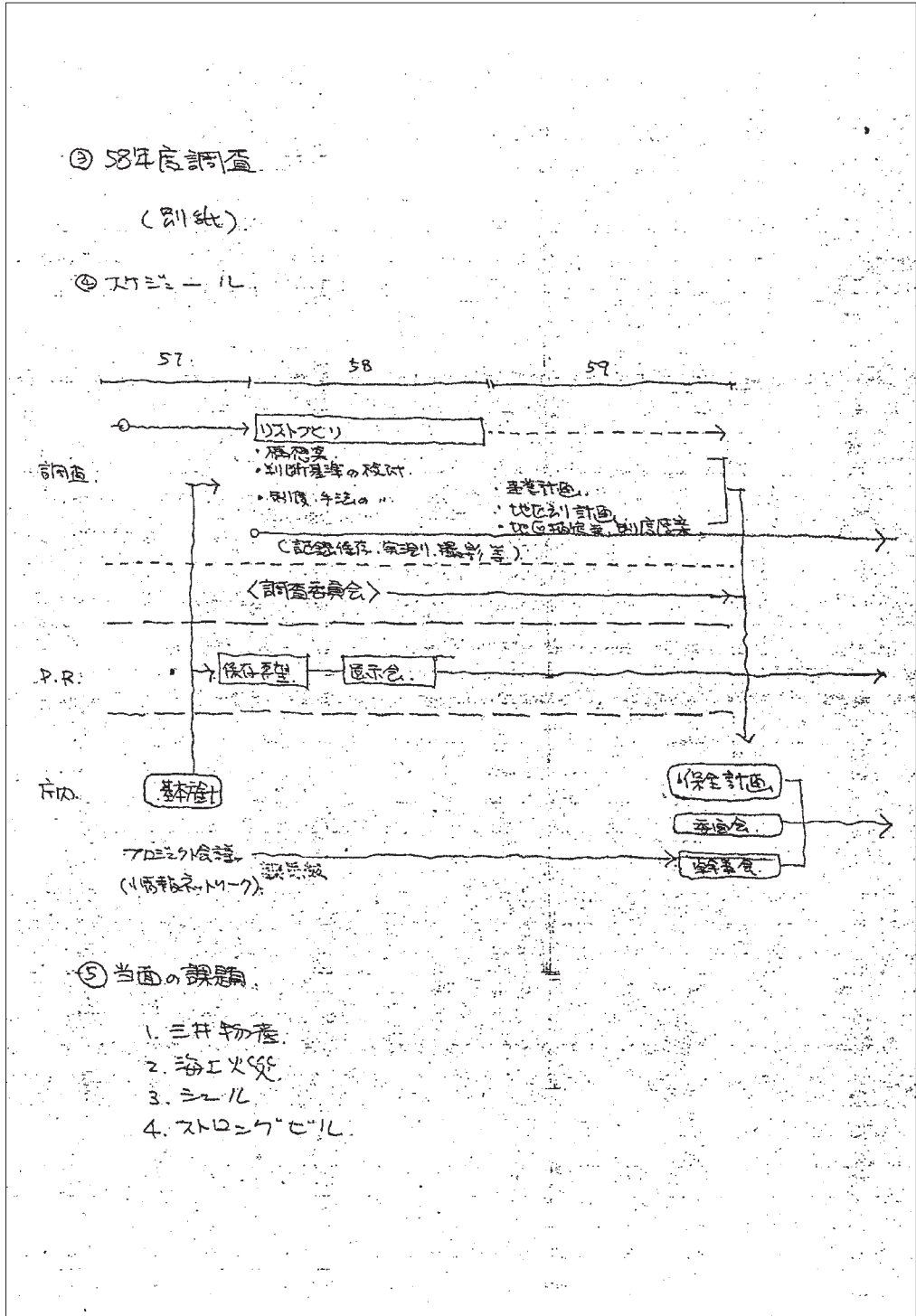
菅孝能

山路清貴

細河功
賀谷まゆみ

宮澤好

図21：北沢猛氏メモ
資料提供＝堀勇良



II 歴史を生かしたまちづくり(2)

生かしたまちづくりのお話につながったように思われます。堀さんにお話を聞きたいのですが、たくさんの歴史的建造物が残されていますが、活動当初からこれ程の建物の保存ができると考えておられたのでしょうか。

堀：北沢さんはいろいろ体系的に考えていたかもしれないですが、当時の私はこれほど多くの建造物を保存できるとは思わなかったです。当時の文化財行政の基本的な考え方は明治・大正時代の建物が保存の対象でしたし、横浜の歴史的な建物は、関東大震災と空襲で多く失われているという認識ですから、横浜には保存すべき建物は少ないのではと思っていました。当時の「洋館」といえば長崎とか神戸のように華やかな装飾が施された明治・大正時代の洋館をイメージしている人が多く、エリスマン邸は大正15年(1926)ですから文化財的な保存の対象として考えにくいものでした。学会の発表も同様で、重文の指定でも「昭和に建てられた建物は価値が認められにくい」という状況でした。当時は多くの人がエリスマン邸を見て、これを保存するのかと疑問に感じた時代もありました。このような状況で取組を進めるうちに世間の認識も変わってきたと思います。

鈴木：現在の重要文化財は戦後の建物等も含まれますが、80年代はまだ昭和であり、大正期は時代が近く保存の対象ではなかったのです。当時は明治時代のものを残す動きが多くみられました。1996年以降には登録文化財の制度もでき「築50年であれば文化的な価値が高い」という認識が広まりましたが、80年代は保存の対象はあくまでも明治時代の建物だったのです。

堀：要するに、文化財としての認識の違いだと思えます。文化財になるようなもの、文化財というのは重要文化財であるという認識でもありました。文化庁が昭和期の建物を指定したのが平成8年(1996)で丸ノ内の明治生命館です。この建物が昭和期の最初です。平成になってから昭和期の建物の指定がされましたので、昭和57年に昭和初期の建物を文化財として結

び付けて残すことは横浜でも難しかったと思うのです。しかし都市デザインとして保存活用を進めていましたので、文化財の側も促されたように思います。

なぜエリスマン邸を保存するのか

鈴木：「エリスマン邸のようなモダンな建物を残すの?」という疑問があったとのことですが、実際にそのような議論はあったのでしょうか。

土井(受講者席)：堀さんがおっしゃった通りなのです。エリスマン邸は民間の開発が進みつつあるなかで保存の議論もありましたが、モダンな印象の建物でしたので私もその判断が難しかったことを覚えています。当時の私も「保存」というと文化財に該当するものというイメージでしたし、長崎とか神戸の明治期の洋館が「洋館」というイメージでした。ですからエリスマン邸はモダンであって、保存できるのか不安にも感じていました。

当時、私も自分なりに山手を歩いて、たくさんの建物、場所などを見て、その上でエリスマン邸の建築としての質が高かったです。ですが、文化財として、資産として保存するというところまでは割り切れませんでした。ただ、エリスマン邸はレイモンドの設計であり、堀さんの調査でも建築家レイモンドの報告などにはエリスマン邸の価値がまとめられていました。そのような報告もあつて保存する価値を再認識して、そしてみんなで一緒に取り組んでいったのです。

鈴木：当時のエリスマン邸は悉皆調査が行われる前で、その存在というのは世間的に知られていなかったのでしょうか。

堀：『日本近代建築総覧』という建築学会の全国リストがあつて、横浜市を担当が私が東大の生研(生産技術研究所)にいた時にやったものがありますが、エリスマン邸は実はリストに載ってなかった建物です。私も取り壊しのことを聞いて初めて知った建物でした。ですから出遅れている、と言われても仕方ないものですが。

土井一成
小沢朗堀勇良
今井信二中野創
小田嶋鉄朗

秋元康幸

菅孝能

山路清貴

細河功
賀谷まゆみ

宮澤好

エリスマン邸を知ったきっかけは、山手の住民の方が神奈川新聞等に投書したことでした。そのきっかけでエリスマン邸の存在が広く知れ渡ったと思うんです。それ以降、いくつかの新聞などでも記事が上げられた記憶があります。

土井：現在のエリスマン邸の展示物には、エリスマン邸がかつての土地に建っていた時の絵が展示されています。山手には、洋館やその環境を大事に思う方が多くて、そういう人たちの中でエリスマン邸の解体などの情報が流れていったと思うのです。直接のきっかけは神奈川新聞の投書だったと思います。

鈴木：エリスマン邸の以前に山手資料館が民間によって残される話もあったわけですから、そういう意味で当時の山手の住民の中に洋館を保存できるという認識があつて、エリスマン邸を残せないか、ということが出てきても不思議ではないですよ。

保存と村松貞次郎氏の影響は

もう一つ、堀さんにお聞きしたいことがあります。都市デザインの中で「歴史を生かしていく」ことは北沢さんの最初のメモから始まった、とのことですが、実践をしていく上での「歴史を生かしていく」ことの理念の形成も北沢先生から発せられたと思うのです。また、その理論をバックアップした人として村松貞次郎先生の実存もあると思うのです。例えばエリスマン邸の保存は、当時としては思い切った保存であり、今までの文化財とは異なる保存の方法にチャレンジしていくことでもあつたと思います。歴史の先生方の見識からみれば、『『保存』の条件に該当する建物は忠実に残すべきだ』という考え方をされる先生方は今でもいらっしゃいます。そのような状況で、保存活用の方法での助言など、応援されていたのは村松先生ではないか、と思うのです。村松先生と横浜との関係についてお聞きになられたことはありますか。

堀：北沢さんが示した準備会の提案書には、村松先

生は直接の影響を与えていないと思います。逆に、この制度をいろいろ動かすにあたって歴史的景観保全の協議会の運営や、土木関係委員の選任などの実際の面でのサポートをしてくれたと思います。田村明さんが横浜で活動されていた時代に田村さんと村松先生で保存について考えがあつたようです。赤レンガ倉庫の調査は、昭和52・53年(1977・78)ですが、その1・2年前に田村さんから村松先生へ「横浜は赤レンガ倉庫とドック、高島の機関庫を残さなくちゃいけない」という相談がありました。その後、赤レンガ倉庫は大高設計事務所が、計画について委託を受け、歴史的な調査は村松先生が担当することになり、私も2年がかりで取り組んだ記憶があります。

開港資料館に建築に詳しい人を

開港資料館は横浜の公文書館のような機関で、通常であれば歴史系や人文系を学んだ方々が主体なのです。しかし横浜には歴史的な建物などもありますので、開港資料館の運営では建築の経験を持つ人も加えることになり、村松先生から私はお声を掛けていただきました。「歴史を生かしたまちづくり」要綱が動き出す以前の日本火災のビルの問題の委員会では、座長のような役割を村松先生にやつてもらつたことがありました。

実は北沢さんは、各々の物件での委員会を設置するよりも、横浜全体を通した制度などを作る必要を考えていたそうです。それを具体的にイメージする中で、相談役として村松先生を考えていたのではと思います。

鈴木：北沢先生に伺つた話なのですが、「歴史を生かしたまちづくり」構想を作る前に田村さんは歴史の調査等で村松先生にお世話になつたというお話を伺いました。また、村松先生からは原理主義的な歴史の考えと柔軟性のある考えをもつ先生であつて多くの助言をもらつたとも聞きました。ですから、昭和57年(1982)に突如として「歴史を生かしたまちづくり」が始まつたわけではなく、文化財行政との流れや、それまでの田村さんと村松先生とのやりとり等にも布石があつたのではないかと推察しています。

土井さんはこの「歴史的建造物保全プロジェクト準備会」についていかがでしょうか。

土井：エリスマン邸の議論では予算は大きな問題でした。予算の解決が難しく、しかも時間もない状態でした。まずは緊急措置として、実測をし、部材を受け取り、図面と部材を保管しました。当時は3年の間には復元するつもりでしたが制度も何もないため、予算を掛ける事業はできないだろうとも思っていました。ですから予算要求のために、いろいろ企画を練りました。当時の予算要求の資料は北沢さんが様々な工夫の末に考えたんだと思うんです。私どもはエリスマン邸の保全のまではやり、以降はほぼ都市デザイン室に委ねました。

また都市デザイン室が要綱等の制度を作らない限り、エリスマン邸も部材を引き受けたことだけで事業が終わる可能性もあったのです。当時はその他にもいろいろなものも動いていて堀さんの調査も多く、たくさんさんの報告もされていました。準備委員会はそれらを統合し、予算要求を行うための準備会だったと思います。

堀さんの調査と報告のオーソライズド・ペーパー

鈴木：今井さんにお話をお聞きたいのですが、文化財の行政として都市デザインと文化財の役割分担に対して、あるいは文化財行政の立場から見て、都市デザインの方でのプロジェクトをどのように思われていたのでしょうか

今井：堀さんと北沢さんとの連携によって保存がうまく行ったと思っています。北沢さんは堀さんの調査や企画書を頼りにしていたと思います。というのは、堀さんに頼むと、1週間以内に印刷で書いたような字で、オーソライズドのペーパー（企画書）が出てきたのです。この迅速なやりとりが保存を進める上で大きかったと思うんです。堀さんが作成したそのオーソライズドのペーパーを持って北沢さんが、様々な人や機関を説得して回ったのです。そのような企画書なり、報告が説得の役立ったと思うんですよね。それが堀さんと北

沢さんの印象ですね。この関係はエリスマン邸がきっかけだったと思います。実はその当時は誰も山手の洋館に入って図面を取ったことがなかったと思うんです。

連携調査を進められるといいのですが、速やかには体制ができない状況でした。連携調査はエリスマン邸の調査の後では多くみられるようになりました。このような経緯から山手の洋館を実測調査等をする事になり、北沢さんたちにも文化財課にも協力をいただき調査をしたのです。ですから都市デザイン室も総出で、企画課の土井さんも一緒に来て、市の指定になっている山手214番館などを、一気に調査したのです。

文化庁が一番評価したのは「地割」

今井：山手の伝建調査の報告書を文化庁へ持って行った際に評価されたことが山手の地割です。道路から今の住所・地番は開港当初のものがそのまま残っていて、関東大震災で建物は無くなりましたが、アンダーグラウンドの道路の形状などが当時のまま残っていることは評価されました。「山手全域を伝統的建造物群保存地区にしたら」と誘いも受けましたが、横浜は既に山手の景観風致保全要綱が機能していましたし、風致地区を山手全域へ掛かけていたので、山手の街の雰囲気、環境は守られる状況でした。それぞれの歴史的建造物さえ保全出来れば、伝建にしなくてもやっていけると考えていました。もちろん伝建指定へ向けての調査・報告はしましたが、今も伝建にはなっていないのです。

役割分担については、例えば山手111番館はいづれ国の指定になるのではないかと、という認識でしたから文化財課が担当しました。山手111番館は市の指定ですが、文化庁が昭和の時代も保存の対象となった際に国の指定になるだろうということで、文化財課が担当しました。

堀：北沢さんから聞くとところによると、文化財条例と要綱との分けはどうなっているんだ、と多くの人に言われた、と言っていました。だから、その調整はかなり時間が掛かったと思います。

土井一成
小沢朗堀勇良
今井信二小田嶋鉄朗
中野創

秋元康幸

菅孝能

山路清貴

網河功
賀谷まゆみ

宮澤好

今井：でも茅葺きの建物の場合は文化財条例が必要でした。修理代も補助金も文化財条例の方が高いです。所有者との相談では文化財条例と都市デザインのメリットを説明した上で「どちらにしましょうか」と相談をしたこともありましたが、法律の適用になるメリットを含めて、文化財であるからこそ保存できた物件もあったと思うのです。

ですから、結果的に言うと文化財と都市デザインという二種類の制度で進めたことが、当時としては所有者や物件の各々の事情に合わせてやすい方法であったと思います。横浜ではこのように2つの制度を併用して歴史的建造物を保存へつなげ、歴史を生かしたまちづくりへと展開させたことは、結果として相応しい方法であったと思います。

小沢(受講者席)：補足しますと、文化財条例は内部も含めて学術的価値を建物・敷地を全面的に残すものです。対してデザイン室の要綱は建物外見・外観を重視し、内部は所有者が使用しやすいように改装など機能更新は自由である制度です。ですから補助金の金額差、制度の差異があつたのです。また、文化財条例は「地域文化財」という概念と「指定文化財」と両方あり、歴史的建造物での地域文化財の部分は都市デザイン室の方の要綱で担いました。

将来、重要文化財になると思われる建物などは文化財の方で担当しました。当時は昭和初期に建てられた建物は重文の条件に該当していませんでした。そのような建物などをデザイン室が手掛けていこうということになったのです

私が担当のころは地藏王廟の相談は当初はデザイン室にありました。私も何度か所有者の団体の方と話をしたのですが、年代的に見ても、また所有者さんの意向から見ても、指定文化財の方が相応しいということで、途中から都市デザイン室から文化財課へ移行しました。

中野：ちなみにベリックホールは、取得と事業化をさせるべき重要な建物として、まずはデザイン室が担当しました。ベリックホールの価値は当初から重要文

化財級であると多くの方がおっしゃっていて、私たちは庁内を調整し、取得すべき価値を伝え続けてきました。当時の市内でもベリックホールの復元方法や将来の重要文化財として指定される手順や手続きも進めつつありましたが、まずは保全活用を目標として歴史を生かしたまちづくり要綱の認定を行って、構造を含めて忠実な復元までやりました。ですから、市としては重要文化財に指定されるべき重要な建物として進めた事業でした。

外交官の家は、デザイン室の歴史を生かしたまちづくり要綱の考え方で事業化し、その後重要文化財になりました。事業も重要文化財の仕組みに基づいて進めました。デザイン室は歴史を生かしたまちづくり要綱のみに拘っているのではなく、各々の状況で最も相応しい保全活用方法を選んで、調整をし、推進をしていく、という方法を用いています。場合によっては外交官の家のように、デザイン室の事業として進め、復元後は緑政局に引き継いでもらい運営されるというような活動もありますので、各々に応じた運営をしています。

鈴木：このような関係は一般的な自治体では難しいものと思いますし、残念ながら関係された事業は少ないように思われます。例えば小規模の自治体では可能かもしれませんが、政令指定都市のような規模では難しいと思います。

堀：やはり北沢さんと今井さん、個々のみなさんの関係の方が強かったことが大きいと思うのです。

当初から土木遺産や産業遺産も

鈴木：土木遺産、近代化遺産、登録文化財についてお聞きしたいのですが、横浜は「歴史を生かしたまちづくり」において全国に先駆けて近代化遺産の保全に乗り出し、高く評価もされていると思います。今日お伺した北沢さんの当初のメモ見たところは、土木遺産などについてのお話がなかったのですが、当初から土木遺産とか産業遺産、機械類も視野に入れて議論されていたのでしょうか。

堀：それは当初からあったと思います。北沢さんから、関内・山手を中心にスタートしたと思います。しかし市の制度となる場合は地域を限定するわけにいかず、郊外の民家も手掛けることになりましたが、当初の関内・山手すなわち横浜の旧中心地をまずは手掛ける考えであったと思います。関内・山手には昭和期の建物が多く、しかし文化財の指定には至らずにいました。しかし北沢さんとしては、土木遺産等と一緒に歴史資産として考える構想は当初あったと思います。

北沢さんと横浜を実際に見て聞いて歩いてみると、古い土木遺産の多さを改めて知りました。もちろん、このような土木遺産などは様々な事業や公園の整備などに取り入れていきました。比較的早い時期から土木遺産などが視野に入っていたと記憶があります。

鈴木：国内の動向をみますと、土木学会、文化庁が近代化遺産の調査を始めました。それが1990年代初頭ぐらいだったと思います。

堀：平成2年(1990)に文化庁が近代化遺産の調査を始めました。土木学会も私が大学院のころから土木史研究委員会のような組織ができていて、建築学会のような調査を試みようという議論はたくさんありました。ただ、土木学会の対象は公共施設が多いものですから、自分たちがまちを歩いて発見してくるという方法ではなく、都道府県や市に声掛けて各々の行政で持っている物件を紹介してもらい、これらのリストを作るような方法を用いていました。中には、そのような方法ではなく自分達でみつけ出そうという人もいて、自分達で調査することを始めたのは、名古屋大学にいた馬場俊介さんと東京の橋の伊東孝さんだと思います。最終的には全国のリスト等は多く出ましたが、当初の動向はこのようなものだったと思います。

対して、横浜では土木遺産も含めて横浜市のいろんな事業と連携し、いろいろな方法で取り組むことができる、というイメージがありました。道路局の事業、公園の整備事業、港湾等、他の部署を巻き込んで、「歴史を生かしたまちづくり」を推進していくという感じであったと思います。

今井：特に土木遺産は震災の前のものが多く残っていることで価値が高まったとも思うのです。

堀：横浜は関東大震災で関内では瓦礫に埋もれてしまったので、関内周辺では掘り起こすと土木遺産を見つけやすいということもあります。工事等で土地を掘り出してくると、土木遺産が出てくるのは事実です。

文化庁の登録制度のモデルとなった横浜

鈴木：堀さんは開港資料館を担当された後、文化庁に移られて登録文化財の関係などに関与されましたが、登録文化財制度に横浜の「歴史を生かしたまちづくり」の取り組みは影響などありましたか。

堀：私自身は意識をしていなかったのですが、登録制度を立ち上げた担当者に聞くと横浜の制度を参考にしたと言っていました。

横浜の認定・登録等の制度に対して、法律で定められた文化財登録制度の基本的な骨格の考え方は極めて類似すると思います。登録制度の考え方は外国でも用いられ文化庁も研究したようですが、その制度を実際に動かしている成果や経緯については横浜を事例として見ていたと感じました。

堀：文化財条例の登録のような制度は、横浜市が文化庁より先行していると文化財条例の担当の方に伺ったことがあります。

今井：横浜の条例で地域文化財という登録制度を作ったのは後発でしたが、条例としては非常に新しい試みだったのです。

要綱の中に地区制度の考え方

堀：山手と伝建地区についてなのですが、歴史を生かしたまちづくり要綱で、地区の考え方は、文化庁の伝建地区の「歴史を生かしたまちづくり版」のようであるので、考え方としては「伝建地区」が当初から入っ

土井一成
小沢朗今井信二
堀 勇良小田嶋鉄朗
中野創

秋元康幸

菅孝能

山路清貴

網河功
賀谷まゆみ

宮澤好

ています。逆に言いますと、それを「伝建地区」適用せず、横浜市での制度を用いて、山手の地域の状況に応じた運用をしています。

小沢：伝建地区については市内で数カ所の候補があったかと思います。山手は当然、その第一の候補だったのですが、山手は現状の環境や雰囲気を重ねる方々が多いので、伝建地区としての提案は受け入れられにくい状況ではあったかと思います。また山手の洋館は実際に住宅として住民がおります。ですから建物自体を保存することは、所有者の抵抗もありました。そこで塀や門、植栽、などの住宅の外構を用いて連続する町並み景観をつくれぬか、などの様々な案を考えたりしました。

鈴木：現在の景観まちづくり手法では外構など様々な部分的なものを用いるまちづくりもみられます。山手の手法は現在でこそ、実現の可能性を持っているものと思うのです

米山（受講者席）：山手については歴史資産調査会でこれから3年間かけて山手の再調査を実施します。当時一緒に取り組んだ坂本先生や関先生、今井さんや堀さんにもご協力いただき調査する予定です。以前の調査が昭和59年（1984）、60年（1985）でしたので、あれから25年も経ちました。この調査を生かして役所も地域も連携して展開できたらと思っています。

これからは周辺部で取り組むべき

鈴木：横浜はこれから、どんなことを取り組むべきか、また「ここ辺りはまだ、調査できていないのでは」、これから価値など、示唆があればお話いただけませんか

今井：他の市町村に比べて横浜は財政規模にスケールメリットがあります。そのような背景から市で公有化した歴史的資産は多くて、それなりに各々が活用され

ていると思います。私も職務の最後の担当は創造都市でしたので、都心部の活性化を中心に取り組みましたが、360万人もの横浜市民のことを考えれば、圧倒的に、周辺部に市民の方がいらつしやるわけで、周辺部にも力を入れるべきだと思います。北沢さんも当初は、横溝家など周辺部も手掛けて力を入れていたと思います。

課題は山手・関内などの都心部は歴史的遺産が街づくりの中で活かされていますが、周辺部でも保存された資産が街づくりの中で活かされるような活用に取り組んでいただきたいと思います。

関内・山手の遺跡を把握する体制を

堀：文化財の視点で言うと、関内地区や山手地区に関しては、土木遺産など遺跡調査を促すような形で地域を網羅していただきたいと思います。この地区は土地を掘り出したら様々なものが出てくるかもしれませんので。要するに地下埋蔵文化財等の調査や現状の把握ができる体制が必要と思うのです。

もう一つは戦後の建物についてです。私がとりわけ気になっているのは、接収解除後の防火建築帯としての復興住宅です。横浜は戦後の「復興建築」を先駆的にやってきた経緯があります。これらを含めて、歴史等を改めて調べ直してみないといけないと思っています。

鈴木：関内地区には戦災復興期の建築が非常に多くて、これらがまち並みをつくっているようにも思います。下層は商店、上層は住宅という構成の建物です。ハンブルグの戦災復興計画を参考したという説もあります。中庭型のまちをつくらうイメージもあって戦災復興建築がつけられました、しかし、現在はではかなり数を減らしてきています。今後、戦災復興建築をどのようにするのか議論もあがっており、来月の12月12日（2010年）にシンポジウムも予定しています

このような戦災復興建築も今後の「歴史を残す」というものに該当するとも思います。また他にも、洋館付き住宅や近代和風の建築物もまだ把握しきれていない現状です。地域、まち等における「歴史」というのは、もう少し深掘りすべきと思っています。

文化財の話と歴史の話と都市計画を合わせて議論できる都市は実は少ないというのが現状です。そういう意味では横浜は全国的にみると特殊な自治体の一つなのかな、と改めて思いつつ、今後はこのように様々な分野が同時に議論をするという方法が普遍であってほしい、と願うものです。全国的に見ても、歴史を都市計画に生かす、ことを実践できている自治体というのは非常に少ないもので、この良さを生かしていつてほしいな、というふうに思います。

それでは、改めてきょうのゲストお二人に拍手をお願いいたします。

土井一成
小沢朗

今井信二
堀勇良

小田嶋鉄朗
中野創

秋元康幸

菅孝能

山路清貴

網河功
賀谷まゆみ

宮澤好